車載用及び携帯用無線機
特記仕様書

１　指定物品

（１）車載用無線機（25W）（下記のいずれかの機種）

ア　MOTOROLA 製 GM3188VHF

イ　日立国際電気製 EMM-25TR/AW

（２）携帯用無線機（10W）（下記のいずれかの機種）

ア　MOTOROLA 製 GM3188VHF

イ　日立国際電気製 EMM-10TR/FW

※上記仕様に基づき、指定物品として指定した機種以外の物品で納品を希望する場合は、質問の期限までに当該物品の製造先及び品番、当該物品のカタログ等の写し（仕様が明示された箇所のみ）をファックス（FAX 番号 046-828-3839）に送信し承認を得ること。承認されない場合は、指定物品以外での納品はできない。

２　数量

（１）車載用無線機（25W）　２組（納入する機種は２組とも同一機種とする）

（２）携帯用無線機（10W）　２組（納入する機種は２組とも同一機種とする）

３　納入場所（車両場所）

逸見総合管理センター　　横須賀市西逸見町２丁目 10 番地

４　装置仕様

（１）車載用無線機（車両への取付を含む）

ア　周波数 150MHz 帯

イ　送信出力 25W

ウ　車両の既設無線撤去、および新規取付を含む

（２）携帯用無線機（可搬式への改造を含む）

ア　周波数 150MHz 帯

イ　送信出力 10W

ウ　可搬式で商用(AC100V)、車両(DC12V)及び内蔵電池(DC12V)の３電源方式とする。

エ　充電しながらの運用が可能とする。

オ　電池容量は 4.5Ah 程度とする。

５　装置構成

（１）車載用無線機（25W）（車両への取付を含む）

ア　本体

イ　スピーカマイク

ウ　空中線及び給電線（コネクタを含む）

エ　電源ケーブル

オ　本体取付金具

カ　その他標準付属品等

（２）携帯用無線機（10W）（可搬式への改造を含む）

ア　本体（スピーカマイク、アンテナ付き）

イ　可搬ケース（肩掛けベルト付き）

ウ　蓄電池
エ　ＡＣアダプター
オ　シガープラグ接続ケーブル
カ　その他標準付属品等

６　官庁手続
　本無線装置の運用開始に至るまでの免許申請（届出）等、一切の官庁手続きは請負者の負担と責任において行うこととし、申請（届出）書副本の返却後すみやかに当局へ提出すること。また、型式検定品でない無線装置については、技術基準適合証明を取得すること。

７　保証期間
　本無線装置の運用開始から１年間とする。この間に製造上の欠陥等により不具合、または故障が発生した場合、請負者は速やかに同等品と交換または無償修理を行うこと。

８　提出書類
（１）関東総合通信局への各種申請（届出）書副本　１部
（２）無線装置試験成績書　１部
（３）取扱説明書　１部

９　無線機の呼び出し名称
（１）車載用無線機（25W）
ア　よこすかすいどう 2
イ　よこすかすいどう 4
（２）携帯用無線機（10W）
ア　よこすかすいどう 111
イ　よこすかすいどう 113

10　以下の既設無線機一式の撤去、および引取ること。また、新設車載用無線機を取付けること。
（１）車載用無線機（25W）２組
㈱日立国際電気製　EMM-25HF/AVDT
（２）携帯用無線機（10W）２組
㈱日立国際電気製　EMM-10PA/VT